

●がん予防（奈良県たばこ対策推進委員会）

資料 1

めざす姿	■最終目標 がん予防に関する正しい知識にもとづいたがん予防に取り組み、がんの罹患が減少している。 ■中間目標 県民にがんのリスクを情報提供し、がんの有効な予防法について実践できる支援体制及び環境整備ができています。
個別施策	・たばこ対策の充実
平成30年度 取組	平成31年3月7日（木） - 禁煙支援体制整備事業 - 禁煙支援ツールの提供（随時） - 専門職対象研修会 - 禁煙支援協力薬局の登録・普及 - たばこ対策市町村定着促進事業 保健所は、世界禁煙デーの機会や市町村の既存事業を通じて、たばこ対策事業が市町村の定着事業となるよう、市町村の現状を分析・評価し、禁煙支援の充実に向けた市町村支援を強化する。 - 未成年者喫煙防止対策事業 - 未成年者禁煙支援相談窓口の設置 - 学校での喫煙防止対策研修会 - 受動喫煙防止対策普及啓発事業 健康増進法の一部改正（受動喫煙防止対策）について、県民や施設管理者等に対し、法律の周知・啓発を徹底する。 - 受動喫煙防止対策実施方針の策定 - 普及啓発 受動喫煙防止に関するリーフレットの印刷、配布。団体関係者、事業所等への説明会の実施等
平成31年度 計画（案）	- 禁煙支援体制整備事業 - 禁煙支援ツールの提供（随時） - 専門職対象研修会 - 禁煙支援協力薬局の登録・普及 - たばこ対策市町村定着促進事業 保健所は、世界禁煙デーの機会や市町村の既存事業を通じて、たばこ対策事業が市町村の定着事業となるよう、市町村の現状を分析・評価し、禁煙支援の充実に向けた市町村支援を強化する。 - 未成年者喫煙防止対策事業 - 未成年者禁煙支援相談窓口の設置 - 学校での喫煙防止対策研修会 - 受動喫煙防止対策普及啓発事業 健康増進法の一部改正（受動喫煙防止対策）について、県民や施設管理者等に対し、法律の周知・啓発を徹底する。 - 受動喫煙防止対策実施方針の策定 - 普及啓発 受動喫煙防止に関するリーフレットの印刷、配布。団体関係者、事業所等への説明会の実施等 - 新5. 受動喫煙防止対策相談支援事業 受動喫煙防止対策に関して、各保健所に相談窓口を設置し、情報提供及び助言・指導を行う。

1. 禁煙支援体制整備事業

1) 禁煙支援ツールの提供

①禁煙支援リーフレット

禁煙を希望する人が禁煙できるよう支援するためのツールとして、平成26年度にリーフレットを作成。市町村や医療機関等の関係機関へ配布し、禁煙支援している。

【市町村】普及啓発のイベントや市町村の特定健診やがん検診等で配布
平成30年度 29市町村で活用

参考：平成27年度 13市町村
平成28年度 18市町村
平成29年度 30市町村



【医療機関等】診療や薬局窓口での対応時に配布
平成28年度～30年度 のべ271機関
(病院・診療所等108機関、保険薬局130機関、歯科医院33機関)

②奈良県インターネット禁煙マラソン

③ホームページ等を活用した禁煙支援ツールの情報提供

2) 禁煙支援アドバイザー研修会

日時：平成31年1月17日 参加者 80名（薬剤師65名、保健師15名）
場所：奈良県薬業会館
講師：高橋 裕子先生（めぐみクリニック）
内容：たばこに関する最新情報とグループワーク（事例検討）等



3) 禁煙支援協力薬局の設置・普及

登録薬局数：92箇所（H31.3.1現在）
（参考：平成29年度末83箇所）

2. たばこ対策市町村定着支援事業

1) 市町村へのたばこ対策支援

市町村が地域全体で継続的にたばこ対策の充実に取り組むことができるよう、支援を実施する。

①禁煙、受動喫煙防止の普及啓発（世界禁煙デー）

実施日時	場所	実施機関
5月30日（水） 10:00～13:00	スーパーセンターオークワ御所店 （御所市室1185-2）	中和保健所 御所市
5月31日（木） 14:00～16:30	天理駅前広場コフン （天理市川原城町803）	郡山保健所 天理市 天理市食生活改善推進員協議会
5月31日（木） 15:00～16:30	ライフ大淀店 （吉野郡大淀町土田243-1）	吉野保健所 大淀町、下市町 吉野保健所たばこ対策推進連絡会

*5月28日～6月1日 県庁内に啓発ティッシュ、チラシを設置



2) 市町村たばこ対策分析評価（女性のための禁煙スタートアップ講習会）

喫煙率低下と禁煙支援体制の充実を図るため、市町村が継続したたばこ対策事業を実施できるよう保健所が市町村に対して助言等の支援を行う。また、効果的な禁煙支援の取組を行うことを目的に保健所が市町村に対して技術的支援を行う。

<女性のための禁煙スタートアップ講習会 実績>

- 中和保健所 市内ファミリーおんがくかいの機会を活用してパネル展示やミニ講座、個別相談等を実施。
- 吉野保健所 町内保育園の保護者会の機会を活用して寸劇やCOPD体験、禁煙支援ツールの情報提供等を実施。



3) COPD予防の普及啓発

近年増加しているCOPDの認知度を向上させ、医療機関への受診により早期発見・早期治療を目指す。

<スパイロシフト貸出市町村> 3市町村（健（検）診時に喫煙者に対して測定）

<COPD対策事業実績報告会>

- 中和保健所 平成30年5月14日開催
 - ・COPD対策の取組について
 - ・スパイロシフト測定技術向上と測定結果の評価について
- 吉野保健所 平成31年3月13日開催予定

3. 未成年者喫煙防止対策事業

◆未成年者禁煙支援相談事業 相談人数：1名（高校生1名）

<参考>

平成25年度	9名	平成28年度	2名
平成26年度	19名	平成29年度	3名
平成27年度	11名		

4. 受動喫煙防止対策普及啓発事業

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、改正法の趣旨や必要となる対策等について県民や関係機関に広く周知を行う。

周知啓発

<事業所での周知>

●郡山保健所

事業所従業員に対し、改正法に関する周知とともに喫煙者に対して禁煙支援を実施。

参加：33名（うち喫煙者18名）。



<関係機関への周知>

●郡山保健所 健康づくり推進会議（3/4 市町村担当者）

●中和保健所 地域・職域関係職員研修会（11/2 市町村担当者,職域関係担当者）

●吉野保健所 たばこ対策推進連絡会（3/13予定 市町村担当者,禁煙サポーター等）

<その他周知>

●疾病対策課

- ・受動喫煙防止対策に関する啓発チラシの作成
- ・職場における受動喫煙防止対策研修会での情報提供

健康増進法の一部を改正する法律について(受動喫煙)

基本的考え方

望まない受動喫煙の防止を図るため、屋内において、受動喫煙にさらされることのないようにする。
第1 「望まない受動喫煙」をなくす
第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
第3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

法整備の概要		施設		必要な対策
第一種	病院、学校 児童福祉施設等 行政機関	敷地内禁煙		屋外に必要な措置がとられた場所において喫煙場所の設置可
	上記以外の施設(事務所、 飲食店、ホテル等) (経過措置) 既存の小規模の飲食店	原則屋内禁煙		喫煙専用室の設置可(標識の掲示義務) 加熱式たばこ専用の喫煙室 経過措置として、喫煙可とできる (喫煙可とする場合は届出、標識の掲示義務)

- ・私的な空間は適用除外(住宅、旅館・ホテルの客室等)
・20歳未満(客・従業員)の喫煙専用室への立入禁止
・東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行

今後のスケジュール				
	H.30年度(2018年度) 7月 2月22日		H.31年度(2019年度) 4月 7月1日	H.32年度(2020年度) 4月1日
厚生労働省	公 法 律	公 布 政 省 令	一 部 施 行	全 面 施 行
施設の 管理権原者	第一種施設敷地内禁煙等の準備 → 第二種施設について、喫煙室の設置等の準備 → 喫煙室の掲示・届出等			
県 保健所 設置市	周知・啓発 → 周知啓発、説明会、相談対応 → 指導、勧告、命令、罰則			

施設の区分について (2/22現在,健康増進法の一部を改正する法律)

1. 第一種施設 (2019年7月1日～施行)

定義	多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために仕様する施設に限る）。
該当施設例	○学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く）、大学校、専門学校等養成所 ○病院、診療所、助産所 ○薬局 ○介護老人保健施設、介護医療院 ○難病相談支援センター ○施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所） ○障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業等の用に供する施設 ○母子保健包括支援センター ○認定こども園 ○少年院及び少年鑑別所 ○行政機関の庁舎（政策や制度の企画立案業務が行われている施設） ⇒具体的には 中央官庁庁舎、都道府県・市町村庁舎、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設
必要な対策	敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所の設置可） <特定屋外喫煙場所の設置基準> ①喫煙をすることができる場所が区画されていること ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

2. 第二種施設 (2020年4月1日～施行)

定義	多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 <喫煙目的施設とは> ・公衆喫煙所 ・喫煙を主たる目的とするバー、スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
必要な対策	原則屋内禁煙（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室の設置可） ○屋内禁煙 ○喫煙専用室設置 ○加熱式たばこ専用の喫煙室設置 喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室を設置するときは、施設出入口及び当該場所出入口に標識を掲示 20歳未満の者は立ち入り禁止（従業員であっても不可） ○飲食店のうち、「既存特定飲食提供施設」は喫煙可能室の設置可（経過措置）。 ⇒届出、標識の掲示